



平成20年4月1日から施行されます

## 洞爺湖町環境条例 洞爺湖町さわやか環境条例

条例ではこのようなルールが決められています。

今後も 継続して広報誌などにて周知いたします。

### 町内全区域における ” ポイ捨ての禁止

空き缶やタバコの吸殻など、みだりに捨ててはいけません。

飼い犬を連れている人は、飼い犬がしたフンをきちんと回収しなければいけません。



【抜粋】第7条 町民及び滞在者等は、道路、公園、河川、海岸、広場、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及びその他の他人が占有する場所に空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

2 町民及び滞在者等は、公共の場所及びその他の他人が占有する場所に、犬、猫等のペットのふんを放置してはならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物、その他のもの（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合は速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

4 町民及び滞在者等は、公共の場所及びその他の他人が占有する場所に、落書きをしてはならない。

### 公共の場所での喫煙の制限 廃棄物等の焼却 廃棄 放置の禁止



公共の場所での喫煙は、決められた場所以外ではできません。  
公共の場所に、廃棄物を投棄・放置することはやめましょう。

【抜粋】第8条 町民及び滞在者等は、公共の場所においては、灰皿の設置場所又は回収容器等を用いなくて、たばこを喫煙してはならない。

第9条 町民及び滞在者等は、公共の場所において廃棄物を焼却してはならない。

2 町民等は、公共の場所に廃棄物を投棄又は放置してはならない。

## まち美化ボランティア

すでに多くの団体、個人みなさんが活動をはじめています。

道路や公園など地域の公共の場をみなさんの手で守ってみませんか？

【登録状況】 個人11名 団体8団体（122名）（1月25日現在）  
登録は引き続き受け付けています。